

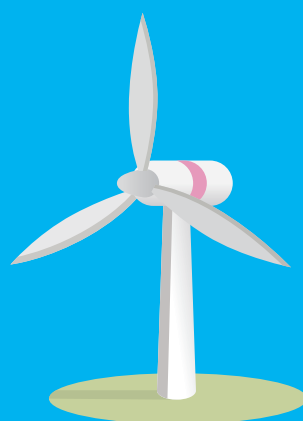
# 小規模事業用電気工作物の新制度

# Q&A



太陽電池発電

10kW以上50kW未満



風力発電

20kW未満

2023年3月20日より  
2つの保安規制が義務化されました

基礎情報届出制度

使用前自己確認制度

詳しくは

小出力発電 規制

検索

<https://www.shoushutsuryoku-saiene-hoan.go.jp/>



経済産業省

Ministry of Economy, Trade and Industry

# 技術基準適合維持

■技術基準適合維持義務の対象が拡大され、小規模事業用電気工作物(太陽電池:10kW以上50kW未満、風力:20kW未満)も、技術基準適合維持義務の対象となります。



## 太陽電池発電設備の保安規制の対応



## 風力発電設備の保安規制の対応

| 事業用電気工作物                | 保安規制      |                      |                   |                                 |                        | 保安規制                        |                           |                 |         |              |                                 |                        |      |                |      |
|-------------------------|-----------|----------------------|-------------------|---------------------------------|------------------------|-----------------------------|---------------------------|-----------------|---------|--------------|---------------------------------|------------------------|------|----------------|------|
|                         | 出力等条件     |                      | 事前規制              |                                 | 事後規制                   | 出力等条件                       |                           | 事前規制            |         | 事後規制         |                                 |                        |      |                |      |
|                         |           |                      | 安全な設備の設置を担保する措置   |                                 | 不適切事案等への対応措置           |                             |                           | 安全な設備の設置を担保する措置 |         | 不適切事案等への対応措置 |                                 |                        |      |                |      |
|                         |           |                      | 技術基準維持義務          | 電気主任技術者の選任<br>保安規程の届出<br>【範囲拡大】 | 使用計画<br>使用確認<br>【範囲拡大】 | 報告徴収                        | 事故報告<br>【範囲拡大】            | 立入検査            | 技術基準の適合 | 技術基準維持義務     | 電気主任技術者の選任<br>保安規程の届出<br>【範囲拡大】 | 使用計画<br>使用確認<br>【範囲拡大】 | 報告徴収 | 事故報告<br>【範囲拡大】 | 立入検査 |
|                         |           |                      |                   |                                 |                        |                             |                           |                 |         |              |                                 |                        |      |                |      |
| 小規模事業用<br>電気工作物<br>【新設】 | 2,000kW以上 | 2,000kW未満<br>500kW以上 | 500kW未満<br>50kW以上 | 50kW未満<br>10kW以上                | 10kW未満                 |                             |                           |                 |         |              |                                 |                        |      |                |      |
| 一般用電気<br>工作物            |           |                      |                   |                                 |                        | 事故報告は、<br>10kW未満に<br>ついては除く | 居住の用に<br>供されている<br>ものも含める |                 |         |              |                                 |                        |      |                |      |

経済産業省「小規模事業用電気工作物に係る保安規律の適正化」(2022年6月29日)から作成

経済産業省「小規模事業用電気工作物に係る保安規律の適正化」(2022年6月29日)から作成

# 基礎情報届出制度

■基礎情報届出の制度が新設され、小規模事業用電気工作物(太陽電池:10kW以上50kW未満、風力:20kW未満)は、基礎情報の届出が義務となります。

■既設の設備(FIT認定を受けている設備は除く)についても2023年3月20日の施行から6カ月以内(9月19日まで)に届出が必要です。

■以下の既設の設備はFIT認定の有無にかかわらず届出を求められます。

- ①基礎情報の項目に変更があった場合
- ②小規模事業用電気工作物に該当しなくなった場合(廃止を含む)

| 届出事項 | 設置者                                                                                                                   | 設備                                                                                                                                              | 保安体制                                                                                                                                                            |
|------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|      | <ul style="list-style-type: none"> <li>●氏名又は名称及び代表者の氏名</li> <li>●住所</li> <li>●連絡先(電話番号、メールアドレス<br/>その他連絡先)</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>●小規模事業用電気工作物の名称</li> <li>●小規模事業用電気工作物の設置の場所</li> <li>●小規模事業用電気工作物の種類</li> <li>●小規模事業用電気工作物の出力</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>●保安監督業務担当者の氏名又は名称</li> <li>●保安監督業務担当者の住所</li> <li>●保安監督業務担当者の電話番号</li> <li>●保安監督業務担当者のメールアドレス</li> <li>●点検の頻度</li> </ul> |

# 使用前自己確認制度

■使用前自己確認の対象が拡大され、新設する一部の事業用電気工作物(太陽電池:50kW以上2,000kW未満、風力:20kW以上500kW未満)及び小規模事業用電気工作物(太陽電池:10kW以上50kW未満、風力:20kW未満)は、使用前自己確認が義務となります。

■既設設備についても以下の一定の変更の工事を行った場合には、使用前自己確認の結果の届出が求められます。

| 変更の工事の種類                | 太陽電池発電設備の条件<br>出力:10kW以上2,000kW未満 | 変更の工事の種類             | 風力発電設備の条件<br>出力500kW未満 |
|-------------------------|-----------------------------------|----------------------|------------------------|
| 発電設備の設置                 | 5%以上の出力の変更                        | 発電設備の設置              | 5%以上の出力の変更             |
| 太陽電池の設置(増設)             | 全て                                | 風力機関の設置(増設)          | 全て                     |
| 支持物の構造を含む<br>太陽電池の取替え   | 全て                                | 風力機関の取替え             | 全て                     |
| 支持物の構造を含まない<br>太陽電池の取替え | 5%以上の出力の変更                        | 風力機関の改造<br>(右記のいずれか) | 回転速度の変更                |
| 太陽電池の改造<br>(右記のいずれか)    | 20%以上の電圧の変更                       |                      | 5%以上の出力の変更             |
|                         | 支持物の強度の変更                         |                      | 風車・支持物の強度の変更           |
| 太陽電池の修理                 | 支持物の強度に影響                         | 風力機関の修理              | 調速装置・非常調速装置の種類の変更      |
|                         |                                   |                      | 風車・支持物の強度に影響           |
|                         |                                   |                      | 調速装置・非常調速装置の取替え        |



# 制度についてのQ&A

## 新制度について

**Q1** なぜ新制度が必要になったのですか？  
今回使用前自己確認の対象になる範囲を、最初から対象にしていなかった理由は何ですか？

**A1** FIT制度の開始以降、再エネ発電設備の導入数は急速に増加しています。特に導入件数が急増している太陽電池発電設備・風力発電設備のうち、小出力発電設備（出力が10kW以上50kW未満の太陽電池発電設備、20kW未満の風力発電設備）については、太陽電池パネルの構外への飛散や、風力発電設備のブレード破損・タワー倒壊といった事故が発生するなど、再エネ発電設備の安全確保に対する社会的要請が高まっていることを背景としております。

**Q2** 基礎情報と使用前自己確認の届出はいつ出さなければなりませんか？

**A2** 新制度の施行後に設備を使用開始する場合は、設備の使用開始前までに届出していただきます。ここでいう「使用開始前」とは、送配電事業者や既存設備との連系前（連系を行わなければ、試験できない項目もあります）ではなく、正式な「使用を開始」（発電電力の使用を開始する）する前です。  
基礎情報届出については、新制度の施行前から小規模事業用電気工作物を使用している場合、FIT認定を受けている設備の届出は不要ですが、FIT認定を受けていない設備は施行後6月以内に届出をしていただく必要があります。また、基礎情報に変更があった場合は速やかに変更の届出を行う必要があります。  
使用前自己確認の届出については、新制度の施行前から小規模事業用電気工作物を使用している場合、届出は不要ですが、施行日以降に変更の工事を行った場合は、条件によって変更を行った設備の届出が必要となります。

**Q3** 基礎情報や使用前自己確認結果はどこに届け出るのですか？  
オンライン申請には何が必要ですか？

**A3** 届出を行う方法は、2通りあります。  
①「保安ネット」にログインしてオンライン申請。オンライン申請では、gBizIDのアカウントを取得する必要があります。  
gBizID（GビズID）とは、複数の行政サービスを1つのアカウントにより、利用することのできる認証システムです。（推奨）  
②様式を紙印字して、電気工作物を管轄する産業保安監督部に郵送または持参により届出。

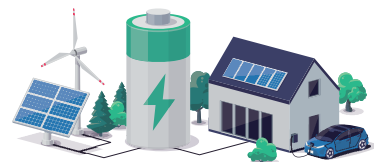
**Q4** 小規模事業用電気工作物の基礎情報や使用前自己確認結果は  
設置者以外の者が代理で届け出ることはできますか？

**A4** 小規模事業用電気工作物の基礎情報や使用前自己確認結果の届出は設置者が行いますので、「保安ネット」にログインしてのオンライン申請の場合は設置者のgBizIDアカウントから届出をお願いいたします。なお、行政書士法に基づく行政書士の代行は可能です。

**Q5** 基礎情報届出や使用前自己確認の届出様式、  
新しい使用前自己確認の項目はどこで確認できますか？

**A5** 特設ページ(<https://shoushutsuryoku-saiene-hoan.go.jp/>)で確認できます。

## 対象設備について



**Q6** 電気主任技術者の選任・保安規程の届出を既に行っている小規模な発電設備は、基礎情報の届出を行う必要がありますか？

**A6** 電気主任技術者の選任届出及び保安規程届出の義務が発生する設備に該当する場合（例えば、高圧連系しているビルの屋上に設置されている太陽電池発電設備等）は小規模事業用電気工作物ではない事業用電気工作物に分類されるため、基礎情報届出は必要ありません。

**Q7** 太陽電池発電設備の出力はDC側かAC側かどちらになりますか？

**A7** DC側とAC側の両方があります。  
DC側になる場合は、直流のパネルとPCSの間に蓄電池等があってパネルの電力を全て使える状況にある場合はDC側になります。  
PCSより上流側に何も無い場合はPCSで絞ることになり、能力としてはPCSで絞った能力分しか出ないのでAC側の出力になります。  
詳細は、「太陽電池発電設備を設置する場合の手引き」の「太陽電池発電設備の設置に係る法制上の取り扱いについて」([https://www.meti.go.jp/policy/safety\\_security/industrial\\_safety/sangyo/electric/files/310221.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/electric/files/310221.pdf))をご確認下さい。

## 使用前自己確認について



**Q8** 新しく追加された使用前自己確認の項目には、どのような項目がありますか？

**A8** 新しく追加された確認項目は、主に支持物や構造物に関するものです。  
太陽電池発電設備の場合は、「設計荷重の確認」「支持物構造の確認」「部材強度の確認」「使用材料の確認」「接合部構造の確認」「基礎及びアンカー強度の確認」「土砂の流出及び崩壊の防止に係る確認」等が追加されています。  
風力発電設備の場合は、「侵入防止措置の確認」「風車の安全停止の確認」「風車の雷保護装置の確認」「圧油装置及び圧縮空気装置の耐力の確認」「風車を支持する工作物のタワーの確認」「風車を支持する工作物の基礎の確認」等が追加されています。

**Q9** 使用前自己確認を行うための資格は必要ですか？講習会を受講し、修了証を取得しなければ、使用前自己確認の業務はできないのですか？

**A9** 使用前自己確認とその結果の届出書の作成に免許や資格は法令上、必須とはしておりません。しかし、感電等災害防止の観点から電気工事士等、電気の知識を有する者が確認を実施することが推奨されます。  
また、同様に講習会を受講し、修了証を取得することは必須ではありません。ただし、講習会では新しく追加される構造的リスクに関する使用前自己確認のポイントを詳細に解説しますので、使用前自己確認の結果の届出書を作成される方は、講習会の受講が推奨されます。なお、講習会修了者については、特設ページ(<https://shoushutsuryoku-saiene-hoan.go.jp/>)で氏名・所属を公表しているため、適宜ご参考とされたく存じます。



## Q10 太陽電池発電設備の使用前自己確認結果の届出に添付しなければならない書類とはどのようなものですか？

**A10** まず、「使用前自主検査及び使用前自己確認の方法の解釈」で定める別紙様式を添付ください。その上で、電気事業法施行規則別表第三の上欄に掲げる電気工作物の種類に応じて、同表の下欄に掲げる添付書類を提出いただきます。なお、④については、指定地域に立地される場合に提出いただくものです。（括弧内参照）

- ①発電所の概要を明示した地形図
- ②主要設備の配置の状況を明示した平面図及び断面図
- ③発電方式に関する説明書
- ④支持物の構造図及び強度計算書（砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により指定された砂防指定地、地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項の規定により指定された地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域又は土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により指定された土砂災害警戒区域に設置する場合に限る。）

## Q11 風力発電設備の使用前自己確認結果の届出に添付しなければならない書類とはどのようなものですか？

**A11** まず、「使用前自主検査及び使用前自己確認の方法の解釈」で定める別紙様式を添付ください。その上で、電気事業法施行規則別表第三の上欄に掲げる電気工作物の種類に応じて、同表の下欄に掲げる添付書類になります。以下は例です。

- ①騒音規制法第3条第1項の規定により指定された地域内に同法第2条第1項の特定施設を設置する場合は、騒音に関する説明書
- ②振動規制法第3条第1項の規定により指定された地域内に同法第2条第1項の特定施設を設置する場合は、振動に関する説明書
- ③発電所の概要を明示した地形図
- ④主要設備の配置の状況を明示した平面図及び断面図
- ⑤単線結線図ほか、省令において指定され当該発電設備に該当するもの
- ⑥発電方式に関する説明書
- ⑦風車の構造図及び強度計算書
- ⑧支持物の構造図及び強度計算書
- ⑨雷撃からの風車の保護に関する説明書
- ⑩風車の回転速度が著しく上昇し、又は風車の制御装置の機能が著しく低下した場合において風車を安全かつ自動的に停止させるための措置に関する説明書（常用電源の停電時の措置を含めて記載。）
- ⑪電気設備のうち当該発電設備に該当するもの
- ⑫制御方法に関する説明書



# 制度についての参考リンク

## 新制度の特設サイト

小出力発電設備等保安力向上総合支援事業  
(小出力発電設備の保安人材育成等事業)特設サイト  
本制度に関する講習会に使用したテキストをダウンロードできます。



<https://shoushutsuryoku-saiene-hoan.go.jp/>

## 技術基準・保安規程について

電気事業法 告示・内規等  
(経済産業省)



[https://www.meti.go.jp/policy/safety\\_security/industrial\\_safety/law/denjikokuji.html](https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/law/denjikokuji.html)

## 使用前自己確認の方法について

使用前自主検査及び使用前自己確認の方法の解釈  
(経済産業省 PDF形式/502KB)



[https://www.meti.go.jp/policy/safety\\_security/industrial\\_safety/law/files/shiyoumaekensakaisyaku.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/law/files/shiyoumaekensakaisyaku.pdf)

## 電気設備の技術基準について

電気設備の技術基準の解釈  
(経済産業省 PDF形式/2,028KB)



[https://www.meti.go.jp/policy/safety\\_security/industrial\\_safety/law/files/dengikaishaku.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/law/files/dengikaishaku.pdf)

## 風力発電設備の技術基準について

発電用風力設備の技術基準の解釈  
(経済産業省 PDF形式/544KB)



[https://www.meti.go.jp/policy/safety\\_security/industrial\\_safety/law/files/fugikaishaku.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/law/files/fugikaishaku.pdf)

## 太陽電池発電設備の技術基準について

発電用太陽電池設備に関する技術基準の解釈  
(経済産業省 PDF形式/6,002KB)



[https://www.meti.go.jp/policy/safety\\_security/industrial\\_safety/oshirase/2021/04/20210401-05.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2021/04/20210401-05.pdf)

## お問い合わせ

# 0570-045-660

9:00~17:00(平日のみ)

お問い合わせの状況によって、お待ちいただく場合がありますので、予めご了承ください。

電話番号の掛け間違いにご注意ください。



経済産業省

Ministry of Economy, Trade and Industry